

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年3月23日（令和3年（行情）諮問第99号）

答申日：令和4年5月26日（令和4年度（行情）答申第27号）

事件名：厚生労働省情報セキュリティポリシー等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年7月30日付け厚生労働省発政統0730第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の不開示決定部分を取り消し、開示決定（少なくともさらなる部分開示決定）を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求人は、作成・保管文書の「機密性格付け」、「取扱制限」の設定や運用に関する説明、基準・運用等が記載された文書（電磁的記録含む）について情報公開請求をしたところ、本件対象文書の一部開示決定処分がなされ、①厚生労働省情報セキュリティポリシー（平成31年4月1日改訂 厚生労働省最高情報セキュリティ責任者）、②情報取扱手順書（平成31年3月13日改訂 厚生労働省統括情報セキュリティ責任者）が開示されたが、そのほとんど全てが「公にすることにより、厚生労働省における情報セキュリティ対策の具体的内容に関する情報が明らかになる又は推測が可能となることで、情報セキュリティ強度を低下させ、サイバー攻撃を誘発し、又はサイバー攻撃を容易ならしめるほか、システムの破壊を招くなど、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれ及び厚生労働省における情報セキュリティに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とし、法5条3号、4号、6号柱書きに該当するとして、不

開示とされた。

イ この点、厚生労働省の決裁文書においては、「格付け」の項目として「機密性格付け」及び「取扱制限」の項目があり、特に「機密性格付け」には「1」や「2」の数字が記載されている（この数字については不開示情報とは取り扱われておらず情報公開請求において開示されている）。

しかしながら、かかる「機密性格付け」の「1」や「2」の意味がわからなければ、開示請求者にこれが了知されたことにはならず、意味がない。そこで審査請求人としては上記アの開示請求を行ったわけであるが、上記ア記載の理由により全面不開示とされた。しかしながらこの「格付け」の基準やそれがあらず意味自体が明らかとされたところで、情報セキュリティ強度を低下させ、サイバー攻撃を誘発し、又はサイバー攻撃を容易ならしめるおそれなどありえないのであって、少なくとも上記情報については不開示情報にはあらず開示されるべきである。

（2）意見書

ア 諮問庁は、「厚生労働省情報セキュリティポリシー及び情報取扱手順書における情報の「格付」及び「取扱制限」の基準並びに情報の定義に係る記載については、公にしたとしても上記（3）のようなおそれはないと考えることから、新たに開示することとする」と述べ、原処分の一部を変更してその部分は開示するとして、その余については法5条3号、4号及び6号柱書きに該当するとして原処分を維持し不開示が妥当だとの意見を述べる（下記第3の3（4））。

しかしながら、現時点において審査請求人のところに原処分の変更決定について通知されることもなければ、開示された文書そのものが示されたこともない。

そのため、貴審査会からは審査請求人に令和3年4月26日までに意見を述べることを求められているが、これら変更決定も変更決定後の新たに開示される部分の文書も見ないまま、意見を述べることなど不可能である。

また原処分の変更決定が現になされていない現時点においては、審査請求書で述べたとおり、原処分（不開示決定処分）は明らかに違法であるといわざるをえない（処分庁も違法であることを自認したからこそ、変更決定をする旨述べていると思われる）。

イ なお、上記のように処分庁が開示決定を一部変更して不開示部分の一部を開示するのであれば、すでに審査請求人は不開示部分（マスキング部分）も含めて郵送手数料を支払っていること、処分庁の都合で自らの誤りを認めて変更決定をすることからすれば、新たに開示され

る開示文書について審査請求人から改めて謄写・送付手数料を徴収するのは誤りであり、自主的に開示文書を審査請求人に送付すべきとの意見を申し添える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年6月30日付け（同年7月2日受付）で、原処分に対して、法3条の規定に基づき、「作成・保管文書の「機密性格付け」「取扱制限」の設定や運用に関する説明，基準・運用等が記載された文書（電磁的記録含む）一切」について、法4条1項に規定する手続により、開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、令和2年7月30日付け厚生労働省発政統0730第1号により原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年9月25日付け（同月28日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求においては、原処分における不開示部分のうち、一部を新たに開示し、その余については原処分を維持することが妥当と考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

開示請求の内容から、厚生労働省において情報の格付及び取扱制限について定める本件対象文書を開示請求対象文書として特定した。

(2) 原処分における不開示部分について

当該行政文書の具体的な内容については、公にすることにより、厚生労働省における情報セキュリティ対策の具体的内容に関する情報が明らかになる、又は推測が可能となることで、情報セキュリティ強度を低下させ、サイバー攻撃を誘発し、又はサイバー攻撃を容易ならしめるほか、システムの破壊を招くなど、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれ及び厚生労働省における情報セキュリティに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条3号、4号及び6号柱書きに該当するため、これらの情報が記載されていると考える部分を不開示とした。

(3) 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分は表題や改定履歴，目次の一部を除いた規定の内容である。

前提として、本件対象文書が準拠している「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」では、各省庁の情報セキュリティポリシーに係る公開範囲の基準等は示されていない。

その上で、当該不開示部分については、単独では情報資産の脅威等に

直結しない文章も含まれるが、他の公開情報等と突合されることで、当省の情報セキュリティの弱点が類推されるおそれや、職員になりすました攻撃（フィッシング詐欺、ビジネスメール詐欺、標的型メール攻撃等）に悪用されるおそれがあることから、法5条3号、4号及び6号柱書きに該当するため、不開示が妥当と判断した。開示請求の「作成・保管文書の「機密性格付け」「取扱制限」の設定や運用に関する説明、基準・運用等」に係る記載のうち、「格付」及び「取扱制限」の基準に係る記載を除いた箇所についても、情報の取扱いに係る運用等が明らかになることにより、格付や取扱制限に応じた情報セキュリティ対策の確認及び推測が可能となり、情報の窃取、破壊、改ざん、効率的な探索等に寄与すること、関係者になりすました標的型メール攻撃の精度を高めること等の理由から同様に不開示が妥当と判断した。

（4）新たに開示する部分について

本件対象文書における情報の「格付」及び「取扱制限」の基準並びに情報の定義に係る記載については、公にしたとしても上記（3）のようなおそれはないと考えることから、新たに開示することが妥当と考える。

また、情報処理推進機構「情報セキュリティマネジメントとPDCAサイクル」（別紙（略）参照）によれば、情報セキュリティポリシーの文書構成は、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティ実施手順」の3階層の文書構成を採るのが一般的とされており、このうち「情報セキュリティ基本方針」に関しては、「基本方針は、組織の経営者が、「情報セキュリティに本格的に取り組む」という姿勢を示し、情報セキュリティの目標と、その目標を達成するために企業がとるべき行動を社内外に宣言するもの」とされているところ、文書1における総則については、対外的な宣言を前提としてはいないものの、情報セキュリティの目標を記載している点で「情報セキュリティ基本方針」と同様の性質を有しており、その一部については公にしたとしても上記（3）のようなおそれはないことから、新たに開示することが妥当と考える。

さらに、文書1の「情報セキュリティ対策に関する政府決定等、情報セキュリティ対策に関連する法律」についても、本文と直接的な対応関係は認められず、参考として網羅的に関係法令等を列挙したものに留まるため、公にしたとしても上記（3）のようなおそれはないことから、新たに開示することが妥当と考える。

（5）審査請求人の主張について

審査請求人は「本件対象文書の不開示決定部分を取り消し、開示決定（少なくともさらなる部分開示決定）を求め」としており、その理由として「厚生労働省の決裁文書においては、「格付け」の項目として

「機密性格付け」及び「取扱制限」の項目があり、特に「機密性格付け」には「1」や「2」の数字が記載されている（この数字については不開示情報とは取り扱われておらず情報公開請求において開示されている）。しかしながら、かかる「機密性格付け」の「1」や「2」の意味がわからなければ、開示請求者にこれが了知されたことにはならず、意味がない」とし、「この「格付け」の基準やそれがあらかず意味自体が明らかとされたところで、情報セキュリティ強度を低下させ、サイバー攻撃を誘発し、又はサイバー攻撃を容易ならしめるおそれなどありえないのであって、少なくとも上記情報については不開示情報にはあたらず開示されるべきである」と主張しているが、上記（4）で新たに開示するとした箇所を除き、不開示情報該当性については上記（3）で述べたとおりである。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書については、原処分の一部を変更し、上記3（4）で開示するとした部分については新たに開示した上で、その余については法5条3号、4号及び6号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年3月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月8日 審議
- ④ 同月22日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和4年4月25日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年5月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、厚生労働省情報セキュリティポリシー及び情報取扱手順書であり、処分庁は、その一部について法5条3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分を取り消し、さらなる開示を求めている。

これに対して諮問庁は、不開示部分のうち、上記第3の3（4）に掲げる部分（具体的には別表の「新たに開示する部分」欄に掲げる部分）を新たに開示するとした上で、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、厚生労働省における情報セキュリティ対策の包括的な規程である「厚生労働省セキュリティポリシー」（文書1）及び当該ポリシーに基づいて、行政事務従事者が情報を適切に取り扱うために必要な事項を定めた「情報取扱手順書」（文書2）である。
 - (2) 諮問庁は、不開示維持部分について、公にすることにより、厚生労働省における情報セキュリティ対策の具体的内容に関する情報が明らかになる、又は推測が可能となることで、情報セキュリティ強度を低下させ、サイバー攻撃を誘発し、又はサイバー攻撃を容易ならしめるほか、システムの破壊を招くなど、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれ及び同省における情報セキュリティに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条3号、4号及び6号柱書きに該当する旨説明し、さらに、不開示維持部分については、単独では情報資産の脅威等に直結しない文章も含まれるが、他の公開情報等と突合されることで、同省の情報セキュリティの弱点が類推されるおそれや、職員になりすました攻撃（フィッシング詐欺、ビジネスメール詐欺、標的型メール攻撃等）に悪用されるおそれがある旨も説明する。
 - (3) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示維持部分は、各文書の表題や改定履歴、目次の一部及び諮問庁が新たに開示するとしている情報の「格付」及び「取扱制限」の基準並びに情報の定義に係る記載並びに情報セキュリティポリシー（文書1）の総則の一部及び情報セキュリティ対策に関する政府決定等、情報セキュリティ対策に関連する法律を除く部分であり、当該部分には、厚生労働省における情報セキュリティ対策や情報の取扱い及びその運用に関する内容が、同省の実情に応じて仔細に渡り詳細かつ具体的に記載されていると認められ、これらを公にすると、同省の情報セキュリティ強度を低下させ、サイバー攻撃を誘発し、又はサイバー攻撃を容易ならしめるとする諮問庁の上記(2)の説明は、これを否定し難い。
 - (4) したがって、不開示維持部分を公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、不開示維持部分は、法5条4号に該当し、同条3号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。
- ## 3 審査請求人のその他の主張について
- 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。
- ## 4 本件一部開示決定の妥当性について
- 以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、4号及

び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条3号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙（本件対象文書）

文書1 厚生労働省セキュリティポリシー（平成31年4月1日改定 厚生労働省最高情報セキュリティ責任者）

文書2 情報取扱手順書（平成31年3月13日改定 厚生労働省統括セキュリティ責任者）

別表

	通し頁	新たに開示する部分	不開示を維持する部分	根拠条文（法5条）
文書1	3	3行目ないし18行目	原処分における不開示部分のうち、左欄を除く部分	3号、4号、6号柱書き
	4～7	なし	原処分における不開示部分	同上
	8	6行目ないし7行目	原処分における不開示部分のうち、左欄を除く部分	同上
	9～10	全て	なし	
	11	右欄を除く部分	31行目10文字目ないし33行目17文字目	3号、4号、6号柱書き
	12	1行目 28行目ないし最終行	原処分における不開示部分のうち、左欄を除く部分	同上
	13	5行目ないし最終行	1行目ないし4行目	同上
	14	全て	なし	
	15	右欄を除く部分	4行目11文字目ないし23文字目、 4行目28文字目ないし5行目2文字目	3号、4号、6号柱書き
	16	全て	なし	
17～132	なし	原処分における不開示部分	3号、4号、6号柱書き	

	1 3 3 ～ 1 3 4	全て	なし	
	1 3 5	1 行目 ない し 1 2 行目	原処分における不 開示部分のうち、 左欄を除く部分	3号, 4号, 6号柱書き
文書 2	2	なし	原処分における不 開示部分	同上
	3	5 行目 及び 6 行目	原処分における不 開示部分のうち、 左欄を除く部分	同上
	4	1 4 行目 ない し 1 6 行 目	同上	同上
	5	1 2 行目 ない し 2 4 行 目	同上	同上
	6～ 1 5	なし	原処分における不 開示部分	同上
	1 6	全て	なし	
	1 7	取扱い制限 の種類に係 る部分	原処分における不 開示部分のうち、 左欄を除く部分	3号, 4号, 6号柱書き
	1 8～ 2 0	なし	原処分における不 開示部分	3号, 4号, 6号柱書き